実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月十九日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年三月二十七日の〇七〇〇から一八〇〇まで及び同月二十八日の〇六〇〇から一八〇〇まで（予備、同月二十九日の〇六〇〇から一八〇〇まで）

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

○防衛省告示第五十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、共同使用の条件変更及び追加提供が平成三十年三月十六日次のとおり決定された。

平成三十年三月十九日

防衛大臣　小野寺五典

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月十九日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年三月二十七日の〇七〇〇から一八〇〇まで及び同月二十八日の〇六〇〇から一八〇〇まで（予備、同月二十九日の〇六〇〇から一八〇〇まで）

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有	土地：約四、〇〇〇平方メートル
			公有	土地：約二七、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約四、七〇〇平方メートル 沖縄県が県道用地として共同使用する。

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有	土地：約七一〇平方メートル
			公有	土地：約一一、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約二、二〇〇平方メートル 「沖縄総合事務局が自由貿易地域等として共同使用する。」を「沖縄県が沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区として共同使用する。」へ変更する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	建物：約三、六〇〇平方メートル 工作物：門等 倉庫等として追加提供する。
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	工作物：門等 倉庫等として追加提供する。
二〇一二	三沢対地射爆撃場	三沢市	国有	工作物：電信線路等 空中線等として追加提供する。
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	建物：約一、一〇〇平方メートル 工作物：門等 周波数変換所等として追加提供する。
三〇四九	所沢通信施設	所沢市	国有	工作物：雑工作物 訓練施設として追加提供する。
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	建物：約三、三〇〇平方メートル 工作物：門等 倉庫等として追加提供する。
三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有	工作物：水道等 ユーティリティとして追加提供する。
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有	建物：約八、八〇〇平方メートル 工作物：囲障等 倉庫等として追加提供する。
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村	民有	工作物：諸作業装置 環境負荷低減対策設備として追加提供する。
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村、東村	国有	土地：約五、九〇〇平方メートル 道路用地として追加提供する。
				工作物：舗床等 道路等として追加提供する。